

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### (個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
  - b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
  - c. 専門人材マッチング
  - d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
  - e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

## b IT 実装支援

- ・SNS 又は IT やテクノロジーの普及に伴い、インターネット上の情報発信・管理を専門的分野の企業様へ業務代行して頂く事により、確かな情報を正確且つ迅速にお客様へお届けしていく。専門業者へ任せる事により自社は本業に専念する時間を確保すると同時に、管理社員の労働環境改善や人材不足への対応を進める。

#### e 健康経営に関する取り組み

- ・従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することを目的とし、健康経営を支援して頂ける企業様と契約し持続的なサポートしてもらう。  
健康管理に関する専門家のコンテンツやプラットフォームの導入で従業員の健康意識増進を図ると共に、第三者相談窓口（産業連携医サービス）の設置でメンタル不調者へのアドバイスや相談等が可能な環境にする。また経営者、人事の負担軽減と共に福利厚生の充実を図る。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

取引業者との価格決定方法に関しては、社会情勢や経済状況を十分に加味した上で、取引量や頻度も考慮し適切な交渉は持続していくが、取引業者の事情は十分に理解し受け入れていく。

加えて代替品の紹介や配送頻度縮小など取引業者からの相談等も可能な範囲で検討はしていく。上記の状況から原材料費やエネルギーコストの上昇が続く場合には、自社商品への価格転嫁は適時検討し実施していく。

2025年5月27日

株式会社サルーン

代表取締役社長 石丸真太郎

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。